

承認事項②

様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

大地活協第 号
令和 7 年 6 月 日

国土交通大臣 様

氏名又は名称 大津市地域公共交通活性化協議会
住 所 滋賀県大津市御陵町 3 番 1 号
代 表 者 氏 名 会長 北 潤 弘 康

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和 7 年 6 月 日

（名称）大津市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
【近江大橋線】 近江鉄道㈱「近江大橋線」は、草津市の「草津駅西口」バス停を起点に、「イオンモール草津」を経由して、大津市中部に位置する「浜大津」バス停を終点として運行。 「近江大橋線」は、上述のとおり市内拠点と隣接市の主要駅等への移動を支える地域間幹線系統としての機能を有するとともに、住民の通勤通学や高齢者の通院、買い物の手段として大きな役割を果たしており、地域住民の移動手段として必要不可欠な役割を果たしている。 【京都比叡平線】 京阪バス㈱「京都比叡平線」は、比叡平地区の「比叡平」バス停を起点に、京都市の「京大正門前」を経由して、「三条京阪」バス停を終点として運行。 「京都比叡平線」は、上述のとおり隣接市の主要駅等への移動を支える地域間幹線系統としての機能を有するとともに、住民の通勤通学や高齢者の通院、買い物の手段として大きな役割を果たしており、地域住民の移動手段として必要不可欠な役割を果たしている。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（１）事業の目標
① 近江大橋線 収支率を令和 7 年度と比較して 1 %改善 ② 京都比叡平線 収支率を令和 7 年度と比較して 1 %改善
（２）事業の効果
学生の通学手段の確保と高齢者及び移動手段を持たない地域住民の通院、買い物等の外出支援などの生活水準の維持と、利用者の満足度向上により、地域公共交通及び地域住民活動の活性化に繋がるものである。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
交通事業者、住民、行政により構成されている地域協議会において、路線バス（補助対象系統）の利用促進を行い、利用者数の維持に努める。 例えば、大津市地域公共交通活性化協議会が実施主体となり、バスマップを作成・配布するなど、交通事業者や住民等と協議を行い、事業内容を決定する。
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表 1 を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
表 2 を添付。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
※該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
地域公共交通確保維持事業に係る計画について、令和７年６月２日に説明・協議を行い、承認を受けた。
19. 利用者等の意見の反映状況
計画策定にあたっては、大津市地域公共交通活性化協議会（法定協議会）の構成員である住民代表者からの意見を聴取した。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 大津市御陵町３番１号

(所 属) 大津市建設部地域交通政策課

(氏 名) 今田 耕介

(電 話) 077-528-2736

(e-mail) otsu1801@city.otsu.lg.jp

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）（令和 8 年度）

都道府県 （市区町村）	運行予定者名	運行系統名 （申請番号）	確保維持事業 に要する国庫 補助額（千 円）	協 働 特 例 措 置	再 編 特 例 措 置
大津市	近江鉄道株式会社	(8) 近 江 大 橋 線	1,637.0		
	（ 小 計 ）		1,637		
	京阪バス株式会社	(1) 京 都 比 叡 平 線	1,428.0		
	（ 小 計 ）		1,428		
合計			3,065		

※国庫補助額は、小数点以下の端数が生じる場合は、原則切り捨てで記入。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）（令和 9 年度）

都道府県 （市区町村）	運行予定者名	運行系統名 （申請番号）	確保維持事業 に要する国庫 補助額（千 円）	協働 特例 措置	再編 特例 措置
大津市	近江鉄道株式会社	(8) 近 江 大 橋 線	1,298.5		
	（ 小 計 ）		1,298		
	京阪バス株式会社	(1) 京 都 比 叡 平 線	1,428.0		
	（ 小 計 ）		1,428		
合計			2,726		

※国庫補助額は、小数点以下の端数が生じる場合は、原則切り捨てて記入。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）（令和 10 年度）

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額（千 円）	協働 特例 措置	再編 特例 措置
大津市	近江鉄道株式会社	(8) 近 江 大 橋 線	1,300.5		
	(小 計)		1,300		
	京阪バス株式会社	(1) 京 都 比 叡 平 線	1,428.0		
	(小 計)		1,428		
合計			2,728		

※国庫補助額は、小数点以下の端数が生じる場合は、原則切り捨てて記入。

近江大橋線 運行系統図

凡	番号	路線名	起 点	経 由 地	終 点	系統色	系統キロ	内、大津市	内、草津市
例	9号	近江大橋線	草津 駅西口	イオンモール草津	浜大津		16.4	6.2 37.8%	10.2 62.2%

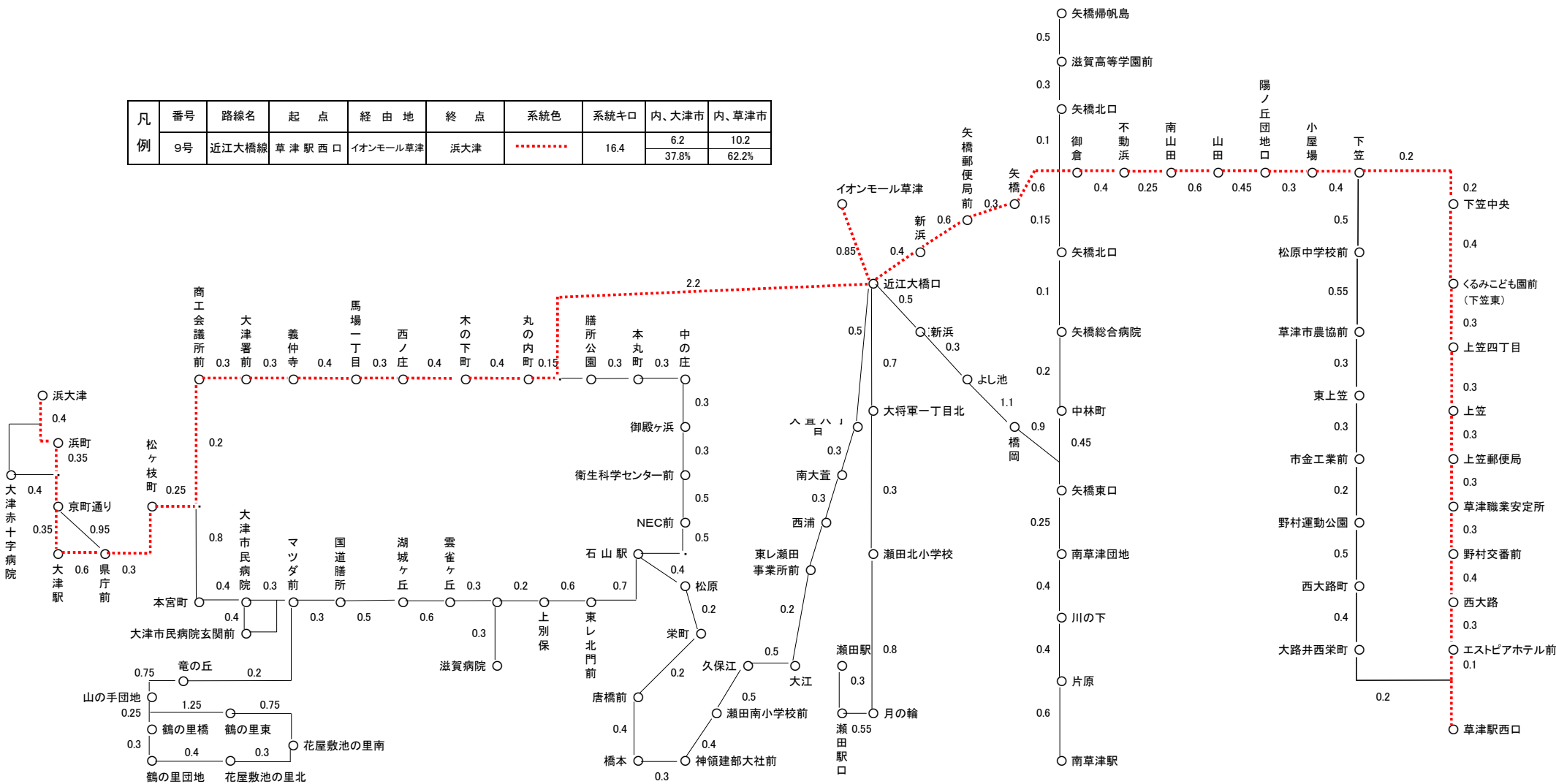


表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	近江鉄道株式会社	R8 年度
------	----------	-------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	2,382,428 千円	営業外収益	63,621 千円	経常収益(イ)	2,446,049 千円	
	営業費用	2,542,988 千円	営業外費用	3,134 千円	経常費用(ロ)	2,546,122 千円	
	営業損益	△ 160,560 千円	営業外損益	60,487 千円	経常損益	△ 100,073 千円	
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	4,551,369.0 km					経常収支率	96.06 %
基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	2,288,074 千円	営業外収益	75,791 千円	経常収益(イ)	2,363,865 千円	
	営業費用	2,391,731 千円	営業外費用	2,421 千円	経常費用(ロ)	2,394,152 千円	
	営業損益	△ 103,657 千円	営業外損益	73,370 千円	経常損益	△ 30,287 千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	4,619,351.0 km					経常収支率	98.73%
基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	2,101,303 千円	営業外収益	93,840 千円	経常収益(イ)	2,195,143 千円	
	営業費用	2,294,000 千円	営業外費用	6,395 千円	経常費用(ロ)	2,300,395 千円	
	営業損益	△ 192,697 千円	営業外損益	87,445 千円	経常損益	△ 105,252 千円	
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	4,613,062.0 km					経常収支率	95.42%

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ＝a	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ハ＝b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間) ロ÷ハ＝c
北近畿	498円、66銭	518円、28銭	559円、41銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経 常費用 (a+b+c)/3＝ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の 差 ニ－ヘ＝ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
北近畿	525円、45銭	416円、27銭	416円、27銭	109円、18銭	537円、43銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対 象期間	補助金交付要 綱別表2(注)4. の適用割合 フ	改定率 コ
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	運 行 系 統 名	運 行 系 統			計画運行 回数 ()	計画平均乗車 密度	計画 輸送量	系統キロ程	地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編 事業を実施する区域におけるキ ロ程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程	他路線との競合 部分に係るキロ程	他路線 との競 合率	補助ブロック 外乗入部分、 同一補助ブ ロック都道府 県外乗入部分 及び他路線と の競合部分以 外のキロ程の 比率								
				起 点	主 な 経 由 地	終 点																			
北 近 畿	8	無	近江大橋線	イオンモール草津	浜大津	365	日	1,885.0 (4.6)	回	5.9	27.1	人	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%
	大津市	無	近江大橋線	イオンモール草津	浜大津	365	日	1,885.0 (4.6)	回	5.9	27.1	人	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 6.2km 復 6.2km	(平均) 6.2km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%
	草津市	無	近江大橋線	イオンモール草津	浜大津	365	日	1,885.0 (4.6)	回	5.9	27.1	人	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 10.2km 復 10.2km	(平均) 10.2km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%
	合計			系統										往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km		

補助ブ ロック 名	申請 番号	特例 措置	補助ブロック外乗入 部分及び同一補助 ブロック都道府県外 乗入部分以外のキ ロ程の比率	計画実車走行キロ	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益															補助対象 経常収益 の見込額
						補助金交付要綱別表2(注)4. の適用がある場合	3カ年平均	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
								基本期間における実車走行キロ 当たり経常収益 の算定に用いる乗 車分 f×コ÷(1+コ) ×フ＝g	経常収益控除 額 ケとのいずれ か少ない額 h	補助金交付要 綱別表2(注) 4. の適用後の キロ当たり経 常収益 j j－h＝j’	(d+e+f)/3＝i’	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ÷マ＝d	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ÷マ＝e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ÷マ＝f	
						ノとフのいずれ か少ない額 ノ	ノ×フ以上の額:ヨ														
北 近 畿	8		100%	55268.0 . km	23,006,410円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	291円、97銭	16,632,086円	55,595,064円	299円、15銭	15,521,893円	55,507,164円	279円、63銭	16,524,576円	55,812,446円	297円、13銭	16,136,597円	
	大津市		38%	20894.0 . km	8,697,545円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	291円、97銭	6,287,744円	21,018,064円	299円、15銭	5,868,033円	20,984,456円	279円、63銭	6,247,066円	21,024,264円	297円、13銭	6,100,421円	
	草津市		62%	34374.00 . km	14,308,865円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	291円、97銭	10,344,324円	34,576,064円	299円、15銭	9,653,860円	34,922,764円	279円、63銭	10,277,480円	34,588,296円	297円、13銭	10,036,176円	
	合計			. km	円						円	. km		円	. km		円	. km		円	

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経費 の限度額	タ又はレのうちい ずれか少ないほう の額	ソのうち補助ブロック 外乗入部分、同一補助 ブロック都道府県外 乗入部分及び他路線 との競合部分以外に 係るもの	ソのうち補助ブロック外乗入 部分及び同一補助ブロック都 道府県外乗入部分以外に係 るもの	計画平均 乗車密度 が6人未満 の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から国庫補 助額を控除した額			
			カーヨータ	カ×9/20＝レ	ソ	ソ×ラ＝ツ	ソ×ヅ＝ヅ	ツ×みなし運行回数÷ ①計画運行回数＝ネ	ナ	ナ×1/2＝ラ	ニ×ワヨ＝ム	ムーラ＝ウ			
北 近 畿	8		6,869,813円	10,352,884円	6,869,813円	6,869,813	円	6,869,813	円	6,869	千円	3,434.5	千円	12,903,974円	9,469,474円
	大津市		2,597,124円	3,913,895円	2,597,124円	2,597,124	円	2,597,124	円	2,597	千円	1,298.5	千円	4,878,331円	3,579,831円
	草津市		4,272,689円	6,438,989円	4,272,689円	4,272,689	円	4,272,689	円	4,272	千円	2136	千円	8,025,643円	5,889,643円
	合計			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円		円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北 近 畿	8		1,717,200円	18.13%	1,717,200円	18.13%		%	6,035,074	64%	
	大津市		649,200円	18.13%	649,200円	18.13%	円	%	2,281,431	64%	
	草津市		1,068,000円	18.13%	1,068,000円	18.13%	円	%	3,753,643	64%	
	合計		円	%	円	%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 1.乗客バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等に補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自資第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.認可を受けた補助対象期間の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 8.「補助金交付要綱別表2（注）4. の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3／3」、「前年度」の場合は「2／3」、「前々年度」の場合は「1／3」をそれぞれ記載すること。
- 8.「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位（第3位以下切り捨て）にて記載すること。
- 7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全年度における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載する。
- 10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）ー補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ス））に係るキロ程を記載すること。
- 13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
- 17.「補助対象経費」の欄は、（ネ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額に、（ヅ）の金額から左記の場合の（ホ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ヅ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いづれか高い額を記載すること。
- また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
- （記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し並びに認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2（注）4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	近江鉄道株式会社	R9 年度
------	----------	-------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	2,382,428 千円	営業外収益	63,621 千円	経常収益(イ)	2,446,049 千円	
	営業費用	2,542,988 千円	営業外費用	3,134 千円	経常費用(ロ)	2,546,122 千円	
	営業損益	△ 160,560 千円	営業外損益	60,487 千円	経常損益	△ 100,073 千円	
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	4,551,369.0 km					経常収支率	96.06 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	2,288,074 千円	営業外収益	75,791 千円	経常収益(イ)	2,363,865 千円	
	営業費用	2,391,731 千円	営業外費用	2,421 千円	経常費用(ロ)	2,394,152 千円	
	営業損益	△ 103,657 千円	営業外損益	73,370 千円	経常損益	△ 30,287 千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	4,619,351.0 km					経常収支率	98.73%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	2,101,303 千円	営業外収益	93,840 千円	経常収益(イ)	2,195,143 千円	
	営業費用	2,294,000 千円	営業外費用	6,395 千円	経常費用(ロ)	2,300,395 千円	
	営業損益	△ 192,697 千円	営業外損益	87,445 千円	経常損益	△ 105,252 千円	
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	4,613,062.0 km					経常収支率	95.42%

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ×100＝a	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ハ×100＝b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間) ロ÷ハ×100＝c
北近畿	498円、66銭	518円、28銭	559円、41銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経 常費用 (a+b+c)/3＝ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の 差 ニ－ヘ＝ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
北近畿	525円、45銭	416円、27銭	416円、27銭	109円、18銭	537円、43銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対 象期間	補助金交付要 綱別表2(注) 4. の適用割 合 フ	改定率 コ
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	運 行 系 統 名	運行系統		計画運行 回数	計画平均乗車 密度	計画 輸送量	系統キロ程	地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編 事業を実施する区域におけるキ ロ程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程	他路線との競合 部分に係るキロ程	他路線 との競 合率	補助ブロック 外乗入部分、 同一補助ブ ロック都道府 県外乗入部分 及び他路線と の競合部分以 外のキロ程の 比率							
				起点	主な 経由地												終点						
北 近 畿	8	無	近江大橋線	イオンモール草津	浜大津	365	日	1,880 (4.6)	回	5.9	27.1	人	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%
	大津市	無	近江大橋線	イオンモール草津	浜大津	365	日	1,880 (4.6)	回	5.9	27.1	人	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 6.2km 復 6.2km	(平均) 6.2km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%
	草津市	無	近江大橋線	イオンモール草津	浜大津	365	日	1,880 (4.6)	回	5.9	27.1	人	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 10.2km 復 10.2km	(平均) 10.2km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%
	合計			系統									往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック外乗入 部分及び同一補助 ブロック都道府県外 乗入部分以外のキ ロ程の比率	計画実車走行キロ	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益															補助対象 経常収益 の見込額			
						補助金交付要綱別表2(注)4. の適用がある場合	3カ年平均	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間										
								経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の乗車走 行キロ当た り経常収益 ヤ÷マ=d	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の乗車走 行キロ当た り経常収益 ヤ÷マ=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の乗車走 行キロ当た り経常収益 ヤ÷マ=f								
						基礎期間における 実車走行キロ 当たり経常収益 の算出式 f×コ÷(1+コ) ×フ=g	経常収益控 制 ケとのいず れか少ない額 h	補助金交付要 綱別表2(注) 4. の適用後 のキロ当たり 収益 ノーホ=ノ ーホ												ノ×フ以上の額:コ				
						基礎期間における 実車走行キロ 当たり経常収益 の算出式 f×コ÷(1+コ) ×フ=g	経常収益控 制 ケとのいず れか少ない額 h	補助金交付要 綱別表2(注) 4. の適用後 のキロ当たり 収益 ノーホ=ノ ーホ	(d+e+f)/3 =ノ															
北 近 畿	8	100%	55268.0	. km	23,006,410円	円	銭	円	銭	円	銭	円	銭	291円、97銭	16,632,086円	55,596,064円	299円、15銭	15,521,893円	55,507,164円	279円、63銭	16,524,576円	55,812,460円	297円、13銭	16,136,597円
	大津市	38%	20894.0	. km	8,697,545円	円	銭	円	銭	円	銭	円	銭	291円、97銭	6,287,744円	21,018,064円	299円、15銭	5,868,033円	20,984,456円	279円、63銭	6,247,066円	21,024,264円	297円、13銭	6,100,421円
	草津市	62%	34374.00	. km	14,308,865円	円	銭	円	銭	円	銭	円	銭	291円、97銭	10,344,324円	34,578,064円	299円、15銭	9,853,860円	34,922,764円	279円、63銭	10,277,480円	34,588,296円	297円、13銭	10,036,176円
	合計			. km	円										円	. km		円	. km		円	. km		円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経費 の限度額	タ又はレのうちい ずれか少ないほう の額	ソのうち補助ブロック 外乗入部分、同一補助 ブロック都道府県外 乗入部分及び他路線 との競合部分以外に 係るもの	ソのうち補助ブロック外乗入 部分及び同一補助ブロック都 道府県外乗入部分以外に係 るもの	計画平均 乗車密度 が6人未満 の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から国庫補 助額を控除した額			
			カーヨータ	カ×9/20＝レ	ソ	ソ×ラ＝ツ	ソ×ヅ＝ヅ	ソ×みなし運行回数÷ ①計画運行回数＝ネ	ナ	ナ×1/2＝ラ	ニ×ワヨ－ヨム	ム－ラ＝ウ			
北 近 畿	8		6,869,813円	10,352,884円	6,869,813円	6,869,813	円	6,869,813	円	6,869	千円	3,434.5	千円	12,903,974円	9,469,474円
	大津市		2,597,124円	3,913,895円	2,597,124円	2,597,124	円	2,597,124	円	2,597	千円	1,298.5	千円	4,878,331円	3,579,831円
	草津市		4,272,689円	6,438,989円	4,272,689円	4,272,689	円	4,272,689	円	4,272	千円	2136	千円	8,025,643円	5,889,643円
	合計			円	円	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円	円	円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北 近 畿	8		1,717,200円	18.13%	1,717,200円	18.13%		%	6,035,074	64%	
	大津市		649,200円	18.13%	649,200円	18.13%	円	%	2,281,431	64%	
	草津市		1,068,000円	18.13%	1,068,000円	18.13%	円	%	3,753,643	64%	
	合計		円	%	円	%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 1.乗客バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等に補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自資第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.認可を受けた補助対象期間の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 8.「補助金交付要綱別表2（注）4. の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3／3」、「前年度」の場合は「2／3」、「前々年度」の場合は「1／3」をそれぞれ記載すること。
- 8.「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位（第3位以下切り捨て）にて記載すること。
- 7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全年度における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載する。
- 10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50％以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）ー補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ス））に係るキロ程を記載すること。
- 13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、％以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
- 17.「補助対象経費」の欄は、（ネ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額に、（ヅ）の金額から左記の場合の（ホ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ヅ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いづれか高い額を記載すること。
- また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
- （記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し並びに認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2（注）4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

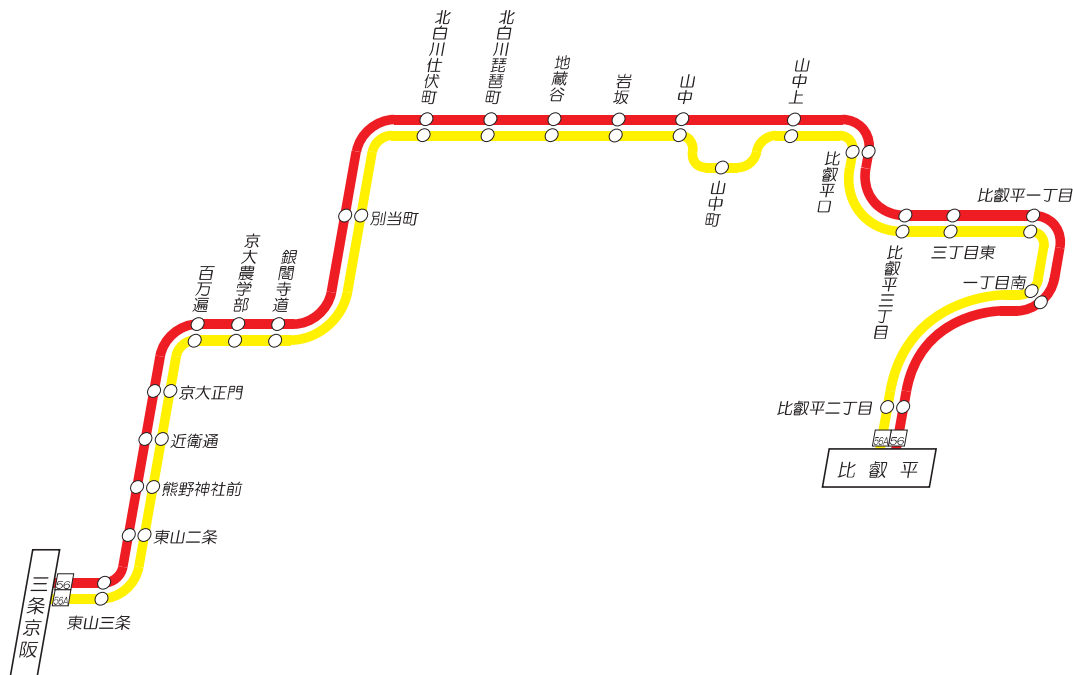
事業者名		近江鉄道株式会社		R10 年度																
1. 申請事業者の概要																				
補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の損益状況	乗合バス事業																			
	営業収益	2,382,428 千円	営業外収益	63,621 千円	経常収益(イ)	2,446,049 千円														
	営業費用	2,542,988 千円	営業外費用	3,134 千円	経常費用(ロ)	2,546,122 千円														
	営業損益	△ 160,560 千円	営業外損益	60,487 千円	経常損益	△ 100,073 千円														
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	4,551,369.0 km				経常収支率	96.06 %														
基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業																			
	営業収益	2,288,074 千円	営業外収益	75,791 千円	経常収益(イ)	2,363,865 千円														
	営業費用	2,391,731 千円	営業外費用	2,421 千円	経常費用(ロ)	2,394,152 千円														
	営業損益	△ 103,657 千円	営業外損益	73,370 千円	経常損益	△ 30,287 千円														
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	4,619,351.0 km				経常収支率	98.73%														
基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業																			
	営業収益	2,101,303 千円	営業外収益	93,840 千円	経常収益(イ)	2,195,143 千円														
	営業費用	2,294,000 千円	営業外費用	6,395 千円	経常費用(ロ)	2,300,395 千円														
	営業損益	△ 192,697 千円	営業外損益	87,445 千円	経常損益	△ 105,252 千円														
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	4,613,062.0 km				経常収支率	95.42%														
(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)																				
補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ=a	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c																	
北近畿	498円、66銭	518円、28銭	559円、41銭																	
	円 銭	円 銭	円 銭																	
※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。																				
2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益																				
補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経 常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の 差 ニ－ヘ=ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト															
北近畿	525円、45銭	416円、27銭	416円、27銭	109円、18銭	537円、43銭															
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭															
3. 旅客運賃の上限変更認可状況																				
補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対 象期間	補助金交付要 綱別表2(注) 4. の適用割 合	改定率 コ																
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	フ	コ	%															
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	フ	コ	%															
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	フ	コ	%															
4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合																				
補助ブ ロック 名	申請 番号	特例 措置	運行 系統名	運行系統 起点 主な 経由地 終点	計画運行 日数 () ①=カコ 内 (4.6)	計画運行 回数 ②	計画平均乗 車密度 ①×② =③	計画 輸送量 チ	系統キロ程 オ	地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキ ロ程との比率 オ÷チ=ク	系統キロ程と地域公共交通再編 事業を実施する区域におけるキ ロ程との比率 リ	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程 ヌ	他路線との統合 部分に係るキロ程 ル	他路線 との統合 率 ル÷チ (「(リ+ヌ +ル)」÷チ =ラ)	補助ブロック 外乗入部分、 同一補助ブ ロック都道府 県外乗入部分 及び他路線と の統合部分以 外のキロ程の 比率 ロ×ワ以上の額、ヨ					
北 近 畿	8	無	近江大橋線	イオンモール草津 浜大津	366 日	1,893 回	5.9	27.1 人	往 16.4km (平均) 復 16.4km 16.4km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	%	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	往 16.4km (平均) 復 16.4km 16.4km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	0%	100%				
	大津市	無	近江大橋線	イオンモール草津 浜大津	366 日	1,893 回	5.9	27.1 人	往 16.4km (平均) 復 16.4km 16.4km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	%	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	往 6.2km (平均) 復 6.2km 6.2km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	0%	100%				
	草津市	無	近江大橋線	イオンモール草津 浜大津	366 日	1,893 回	5.9	27.1 人	往 16.4km (平均) 復 16.4km 16.4km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	%	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	往 10.2km (平均) 復 10.2km 10.2km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	0%	100%				
合計		系統							往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km						
補助ブ ロック 名	申請 番号	特例 措置	補助ブロック外乗入 部分及び同一補助ブ ロック都道府県外乗 入部分以外のキロ程 の比率 (「チー」(リ+ヌ)+チ =ラ)	計画実車走行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×フ以下の額、チ	補助金交付要綱別表2(注)4. の適用がある場合 基準期間における 実車走行キロ 当たり経常収益 ケとゴのいずれ か少ない額 フ×ゴ÷(1+ゴ) ×フ=グ	補助金交付要 綱別表2(注) 4. の適用後の キロ当たり経常 収益 「グ－ホ」=「 ノ」	3カ年平均 (「グ+フ」/3 =「 ノ」)	基準期間の前々年度 経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ'=d	基準期間の前々年度 経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ'=e	基準期間 経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ'=f	ノ×ワ以上の額、ヨ		
北 近 畿	8		100%	55,366.4 . km	23,047,371円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	291円、97銭	16,632,088円	299円、15銭	15,521,893円	55,507,16m	279円、63銭	16,524,576円	55,612,46m	297円、13銭	16,165,327円	
	大津市		38%	20931.2 . km	8,713,031円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	291円、97銭	6,287,744円	21,018,09m	299円、15銭	6,988,033円	20,884,46m	279円、63銭	6,247,090円	21,024,29m	297円、13銭	6,111,282円
	草津市		62%	34435.20 . km	14,334,340円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	291円、97銭	10,344,354円	34,578,09m	299円、15銭	9,653,860円	34,522,76m	279円、63銭	10,277,480円	34,588,26m	297円、13銭	10,054,045円
合計				. km	円					円	. km		円	. km	円	. km		円		
補助ブ ロック 名	申請 番号	特例 措置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カ－ヨ＝タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20＝レ	タ又はレのうちい ずれか少ないほう の額 ソ	ソのうち補助ブロック 外乗入部分、同一補 助ブロック都道府県 外乗入部分及び他路 線の統合部分以外 に係るもの ソ×ラ＝ツ	ソのうち補助ブロック外乗 入部分及び同一補 助ブロック都道府 県外乗入部分以外 に係るもの ソ×マ'＝ヅ	計画平均 乗車密度 が4人未満 の路線 ツ×みなし運行回数 ①計画運行回数＝ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から国庫補助 額を控除した額 ム－ラ＝ウ								
北 近 畿	8		6,882,044円	10,371,316円	6,882,044円	6,882,044 円	6,882,044 円	6,882,044 円	6,882 千円	3,441.0 千円	12,926,948円	9,485,948円								
	大津市		2,601,748円	3,920,863円	2,601,748円	2,601,749 円	2,601,749 円	2,601,748 円	2,601 千円	1,300.5 千円	4,887,017円	3,586,517円								
	草津市		4,280,295円	6,450,453円	4,280,295円	4,280,295 円	4,280,295 円	4,280,296 円	4,281 千円	2,140.5 千円	8,039,931円	5,899,431円								
合計			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円								

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概 要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北 近 畿	8		1,720,500円	18.14%	1,720,500円	18.14%		%	6,044,948	64%	
	大津市		650,200円	18.13%	650,200円	18.13%	円	%	2,286,117	64%	
	草津市		1,070,300円	18.14%	1,070,300円	18.14%	円	%	3,758,831	64%	
	合計		円	%	円	%	円	%	円	%	

- (1) 記載要領
- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者には、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自記第338号、自放第151号、自賃第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり経常経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 6.認可を受けた補助対象期間の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 7.「補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3/3」、「前年度」の場合は「2/3」、「前々年度」の場合は「1/3」をそれぞれ記載すること。
- 8.「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上乗率の平均改定率を小数点第2位(第3位以下切り捨て)にて記載すること。
- 7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一通番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全運行回数における統計計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載する。
- 10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線で、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
- 13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ウ」のうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 17.「補助対象経費」の欄は、(ネ)「計画平均乗車密度が5人未満の路線」に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ヅ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ヅ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
- また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
- (記載例「令和〇年度、令和〇〇年度については、令和〇〇年度事業から、土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略。」)

- (2) 添付書類
1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告書別表第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
4. 旅客運賃の上乗率承認を受け、補助金交付要綱別表2(注)4.の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

京都市比叡平線 運行経路図



【凡例】

- 【主 系 統】 56A 三条京阪～山中町～比叡平 系統（全体走行距離：12.0 k m）
- 【同 一 系 統】 56 三条京阪～比叡平 系統（全体走行距離：12.5 k m）
- 停留所

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)【滋賀県申請】

事業者名

京阪バス株式会社【令和8年度】令和7年10月～令和8年9月

令和8年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の
前々年度(基準期間[※])の損益状況

営業収益

10,915,230 千円

営業費用

10,921,304 千円

営業損益

▲ 6,074 千円

補助対象期間の
前々年度の
実車走行キロ(ハ)

15,729,489.0 km

乗合バス事業【令和8年度】令和5年10月～令和6年9月

営業外収益

174,945 千円

経常収益(イ)

11,090,175 千円

営業外費用

11,205 千円

経常費用(ロ)

10,932,509 千円

営業外損益

163,740 千円

経常損益

157,666 千円

経常収支率

101.44 %

基準期間の前年度の
損益状況

営業収益

10,830,861 千円

営業費用

10,369,124 千円

営業損益

461,737 千円

基準期間の前年度の
実車走行キロ(ハ)

16,711,533.0 km

基準期間の前々年度の
損益状況

営業収益

10,120,519 千円

営業費用

10,258,083 千円

営業損益

▲ 137,564 千円

基準期間の前々年度の
実車走行キロ(ハ)

17,038,155.0 km

(補助対象事業者の「基準期間[※]を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名

補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用
(基準期間の前々年度)
ロ÷ハ'＝a

補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用
(基準期間の前年度)
ロ÷ハ'＝b

補助対象事業者の実車走行キロ当たり
経常費用
(基準期間)
ロ÷ハ＝c

京阪バス

605円.34銭

621円.06銭

695円.03銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名

補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用
(a+b+c)/3＝二

地域キロ当たり
標準経常費用
ホ

キロ当たり経常費用
ニとホのいずれか少ない額
ヘ

キロ当たり経常収益
イ÷ハ＝ト

北近畿(大津市走行キロ単価)

640円.47銭

416円.27銭

416円.27銭

705円.05銭

京阪神(京都市市走行キロ単価)

640円.47銭

554円.21銭

554円.21銭

705円.05銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ
ロック
名

申請
番号

特例
措置

運行
系統名

起点

主な
経由地

終点

計画運行
日数

計画運行回数
()

①＝カッコ内

計画平均乗車密度

計画
輸送量

系統キロ程

チ

地域公共交通再編事業を実施
する区域におけるキロ程

系統キロ程と地域公共交通再編事業を
実施する区域におけるキロ程との比率

補助ブロック外
乗入部分のキロ程

同一補助ブロック
都道府県外乗入
部分のキロ程

他路線との競合
部分に係るキロ程

他路線
との競
合率

ル÷チ

補助ブロック
外乗入部分、
同一補助ブ
ロック都道府
県外乗入部分
及び他路線と
の競合部分以
外のキロ程の
比率

(チー(リ+ヌ
+ル))÷チ＝ウ

北近畿

京都比叡平線

比叡平

京大正門

三条京阪

365 日

2785.0
(7.6) 回

8.7

66.1 人

往 12.0km
復 12.0km

(平均)
12.0km

往 0.0km
復 0.0km

(平均)
0.0km

0%

往 7.9km
復 7.9km

(平均)
7.9km

往 0.0km
復 0.0km

(平均)
0.0km

往 0.0km
復 0.0km

(平均)
0.0km

0%

34.16%

補助ブ
ロック
名

申請
番号

特例
措置

補助ブロック外乗入部分及び同一補
助ブロック都道府県外乗入部分以外
のキロ程の比率

(チー(リ+ヌ+ル)÷チ＝ウ)

計画実車走行キロ

ワ

補助対象
経常費用
の見込額

ヘ×フ以下の額:カ

(d+e+f)/3＝ノ

基準期間の前々年度
【令和4年度】令和3年10月～令和4年9月

経常収益
ヤ

実車走行
キロ
マ

補助対象
系統の実
車走行キ
ロ当たり
経常収益
ヤ"÷マ"＝
d

基準期間の前年度
【令和5年度】令和4年10月～令和5年9月

経常収益
ヤ'

実車走行
キロ
マ'

補助対象系
統の実車
走行キロ
当たり
経常収益
ヤ'÷マ'＝
e

基準期間
【令和6年度】令和5年10月～令和6年9月

経常収益
ヤ

実車走行
キロ
マ

補助対象
系統の実
車走行キ
ロ当たり
経常収益
ヤ÷マ＝f

補助対象
経常収益
の見込額
ノ×フ以上の額:ヨ

補助対象経
常費用から
経常収益を
控除した額
カーヨ＝タ

補助対象経費
の限度額
カ×9/20＝レ

タ又はレのうちいずれか
少ないほうの額
ソ

北近畿

34.16%

67,863.5 km

37,610,630 円

430円.93銭

31,819,548 円

89,885.0 km

354円.00銭

27,210,765 円

58,391.0 km

466円.00銭

32,014,153 円

67,710.2 km

472円.81銭

29,244,418 円

8,366,212 円

16,924,783 円

8,366,212 円

円

補助ブ
ロック
名

申請
番号

特例
措置

ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外
乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの

ソ×ラ＝ツ

ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補
助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの

ソ×ラ'＝ツ'

ツ×みなし運行回数÷
①計画運行回数＝ホ

補助対象経費

ナ

ナ×1/2＝ラ

ニ×ワ－ヨ＝ム

損失額から国庫補
助額を控除した額
ム－ラ＝ウ

都道府県

市区町村

その他の者

事業者自己負担

「その他の者」
の具体的な概要

負担額

負担割合

負担額

負担割合

負担額

負担割合

負担額

負担割合

北近畿

2,857,898 円

2,857,898 円

円

2,857 千円

1,428 千円

14,220,117 円

12,792,117 円

円

調整中 円

調整中 %

調整中 円

調整中 %

調整中 円

調整中 %

調整中 円

調整中 %

(1) 記載要領

1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。

3.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。

4.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載する。

10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。

12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。

13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。

14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。

15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。

16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。

17.「補助対象経費」の欄は、(ホ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ')の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ')の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。

18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。

19.「計画経」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

国土交通大臣 様

氏名又は名称 大津市地域公共交通活性化協議会
住 所 滋賀県大津市御陵町 3 番 1 号
代 表 者 氏 名 会長 北 潤 弘 康

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

補助要綱規定事項一覧表

自治体名:大津市

計画名称:大津市地域公共交通計画

		地域公共交通計画での記載箇所（頁）
補助要綱第17条第1項に規定する事項	（第1号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割	P. 76 対象地域や箇所及び施策の背景とねらい P. 71 拠点アクセスネットワーク P. 72 地域公共交通の将来ネットワーク
	（第2号関係） 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性	P. 76 施策の背景とねらい
	（第3号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要	P. 76 施策の内容及び実施主体と役割
	（第4号関係） 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法	P. 69 収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額について、令和元(2019)年度実績を元に現状水準を維持として目標値を記載 P. 113 評価手法は、毎年施策の状況を評価することにより把握する。

令和 7 年 6 月 日

（名称）大津市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

【花屋敷鶴の里団地線】

近江鉄道㈱「花屋敷鶴の里団地線」は、大津市中部に位置する「浜大津」バス停を起点に、「大津駅」を経由して、鶴の里地区の「花屋敷池の里南」バス停を終点として運行。

「花屋敷鶴の里団地線」は、上述のとおり鉄道駅と接続したフィーダー系統としての機能を有するとともに、住民の通勤通学や高齢者の通院、買い物の手段として大きな役割を果たしている。

さらに、鶴の里地区には商業施設、医療施設が存在せず、当該路線の利用が不可欠であり、また、当該路線からJRや京阪電車などの地域間交通ネットワークに乗り換えることによって、通院、買い物を目的とした移動手段が広がることとなる。

当該路線以外に鉄道駅までの公共交通手段は無く、地域住民の移動手段として必要不可欠な役割を果たしている。

【大津比叡平線】

京阪バス㈱「大津比叡平線」は、大津市西部に位置する「大津京駅」バス停及び「大津駅」バス停を起点に、比叡平地区の「比叡平」バス停を終点とし運行。

「大津比叡平線」は、上述とおり複数の鉄道駅と接続しており、「花屋敷鶴の里線」と同様に、鉄道駅と接続したフィーダー系統としての機能を有し、JRなどの地域間交通ネットワークに乗り換えることによって、通院、買い物などの移動手段が広がり、さらに、この地域の中学生にとっては皇子山中学校までの唯一の公共交通手段となっており、地域住民の移動手段として必要不可欠な役割を果たしている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

① 花屋敷鶴の里団地線

利用者数：1便あたり5.5人超の利用者数

② 大津比叡平線

利用者数：1便あたり11.2人超の利用者数

※大津地域公共交通計画 P. 69 に基づき、路線バスの実車走行キロあたりの利用者数について、現況水準（令和元（2019）年度の実績値）を維持するという目標のもと、設定。

（2）事業の効果

① 花屋敷鶴の里団地線

学生の通学や高齢者及び移動手段を持たない地域住民の通院、買い物等の外出などの生活水準の維持と、利用者の満足度向上により地域公共交通及び地域住民活動の活性化に繋がるものである。

② 大津比叡平線

中学生を含む学生の通学手段の確保と高齢者及び移動手段を持たない地域住民の通院、買い物等の外出支援などの生活水準の維持と、利用者の満足度向上により、地域公共交通及び地域住民の活動の活性化に繋がるものである。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

交通事業者、住民、行政により構成されている地域協議会において、路線バス（補助対象系統）の利用促進を行い、利用者数の維持に努める。

例えば、大津市地域公共交通活性化協議会が実施主体となりバスマップを作成・配布するなど、交通事業者や住民等と協議を行い、事業内容を決定する。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る花屋敷鶴の里線及び大津比叡平線について、その運行に係る費用総額約 53,000 千円のうち、大津市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

表 5 を添付

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
地域公共交通確保維持事業に係る計画について、令和７年６月２日に説明・協議を行い、承認を受けた。
19. 利用者等の意見の反映状況
計画策定にあたっては、大津市地域公共交通活性化協議会（法定協議会）の構成員である住民代表者からの意見を聴取した。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 大津市御陵町３番１号

（所 属） 大津市建設部地域交通政策課

（氏 名） 今田 耕介

（電 話） 077-528-2736

（e-mail） otsu1801@city.otsu.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
大津市	近江鉄道(株)	(1) 花屋敷鶴の里団地線①	花屋敷池の里南	鶴の里団地、大津駅	浜大津	往5.7km 復 km	365日	1213.0回			路線定期運行	②(2)	浜大津停留所において京阪大津線びわ湖浜大津駅と接続する	③
		(2) 花屋敷鶴の里団地線②	花屋敷池の里南	大津駅	浜大津	往5.2km 復 km	365日	1159.5回			路線定期運行	②(2)	浜大津停留所において京阪大津線びわ湖浜大津駅と接続する	③
		(3) 花屋敷鶴の里団地線③	浜大津	大津駅	花屋敷池の里南	往4.8km 復 km	365日	1030.5回			路線定期運行	②(2)	浜大津停留所において京阪大津線びわ湖浜大津駅と接続する	③
		(4) 花屋敷鶴の里団地線④	浜大津	大津駅、鶴の里団地	花屋敷池の里南	往5.3km 復 km	365日	1277.5回			路線定期運行	②(2)	浜大津停留所において京阪大津線びわ湖浜大津駅と接続する	③
	京阪バス(株)	(5) 大津比叡平線①	大津京駅	比叡平口、一丁目南	比叡平	往9.1km 復9.1km	365日	1995.5回			路線定期運行	②(2)	大津京駅停留所においてJR湖西線大津京駅と接続する	③
		(6) 大津比叡平線②	大津駅	大津京駅、比叡平口、一丁目南	比叡平	往12.6km 復12.7km	365日	603.0回			路線定期運行	②(2)	大津駅停留所においてJR琵琶湖線大津駅と接続する	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
大津市	近江鉄道(株)	(1) 花屋敷鶴の里団地線①	花屋敷池の里南	鶴の里団地、大津駅	浜大津	往5.7km 復 km	365日	1213.0回			路線定期運行	②(2)	浜大津停留所において京阪大津線びわ湖浜大津駅と接続する	③
		(2) 花屋敷鶴の里団地線②	花屋敷池の里南	大津駅	浜大津	往5.2km 復 km	365日	1159.5回			路線定期運行	②(2)	浜大津停留所において京阪大津線びわ湖浜大津駅と接続する	③
		(3) 花屋敷鶴の里団地線③	浜大津	大津駅	花屋敷池の里南	往4.8km 復 km	365日	1030.5回			路線定期運行	②(2)	浜大津停留所において京阪大津線びわ湖浜大津駅と接続する	③
		(4) 花屋敷鶴の里団地線④	浜大津	大津駅、鶴の里団地	花屋敷池の里南	往5.3km 復 km	365日	1277.5回			路線定期運行	②(2)	浜大津停留所において京阪大津線びわ湖浜大津駅と接続する	③
	京阪バス(株)	(5) 大津比叡平線①	大津京駅	比叡平口、一丁目南	比叡平	往9.1km 復9.1km	365日	2004.0回			路線定期運行	②(2)	大津京駅停留所においてJR湖西線大津京駅と接続する	③
		(6) 大津比叡平線②	大津駅	大津京駅、比叡平口、一丁目南	比叡平	往12.6km 復12.7km	365日	606.0回			路線定期運行	②(2)	大津駅停留所においてJR琵琶湖線大津駅と接続する	③

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R10年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
大津市	近江鉄道(株)	(1) 花屋敷鶴の里団地線①	花屋敷池の里南	鶴の里団地、大津駅	浜大津	往5.7km 復 km	366日	1216.0回			路線定期運行	②(2)	浜大津停留所において京阪大津線びわ湖浜大津駅と接続する	③
		(2) 花屋敷鶴の里団地線②	花屋敷池の里南	大津駅	浜大津	往5.2km 復 km	366日	1163.0回			路線定期運行	②(2)	浜大津停留所において京阪大津線びわ湖浜大津駅と接続する	③
		(3) 花屋敷鶴の里団地線③	浜大津	大津駅	花屋敷池の里南	往4.8km 復 km	366日	1033.0回			路線定期運行	②(2)	浜大津停留所において京阪大津線びわ湖浜大津駅と接続する	③
		(4) 花屋敷鶴の里団地線④	浜大津	大津駅、鶴の里団地	花屋敷池の里南	往5.3km 復 km	366日	1281.0回			路線定期運行	②(2)	浜大津停留所において京阪大津線びわ湖浜大津駅と接続する	③
	京阪バス(株)	(5) 大津比叡平線①	大津京駅	比叡平口、一丁目南	比叡平	往9.1km 復9.1km	365日	1995.5回			路線定期運行	②(2)	大津京駅停留所においてJR湖西線大津京駅と接続する	③
		(6) 大津比叡平線②	大津駅	大津京駅、比叡平口、一丁目南	比叡平	往12.6km 復12.7km	365日	603.0回			路線定期運行	②(2)	大津駅停留所においてJR琵琶湖線大津駅と接続する	③

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	大津市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	
交通不便地域等	4,718

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
2,204	鶴の里地区	局長指定
2,514	比叡平地区	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
大津市地域公共交通計画	令和3年3月	-

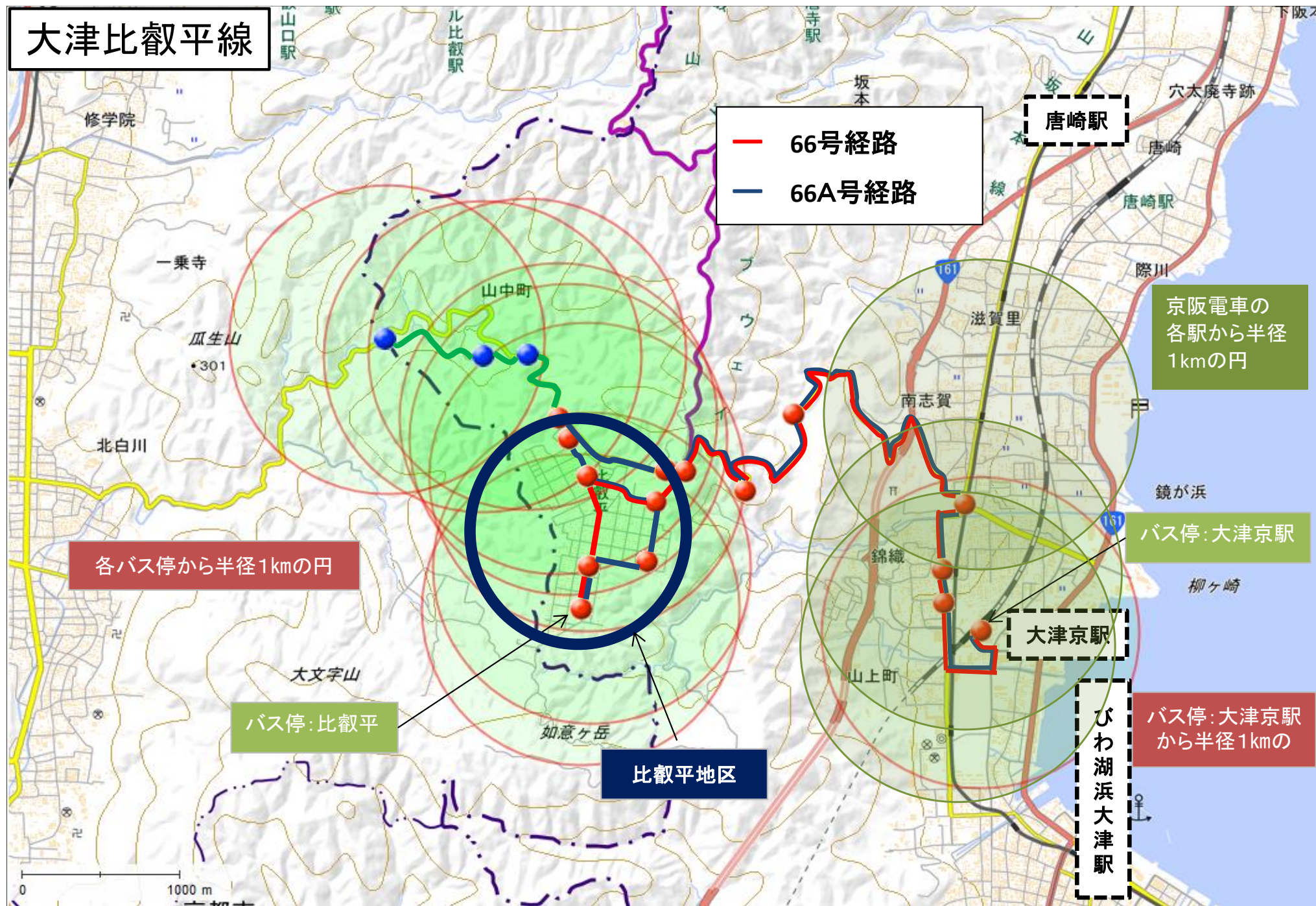
(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）①））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

大津比叡平線



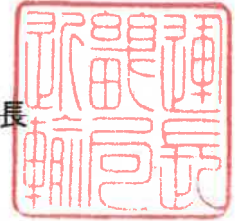
花屋敷鶴の里団地線



近運交交第28号
令和3年6月29日

大津市地域公共交通活性化協議会
会長 清水 純 殿

近畿運輸局長

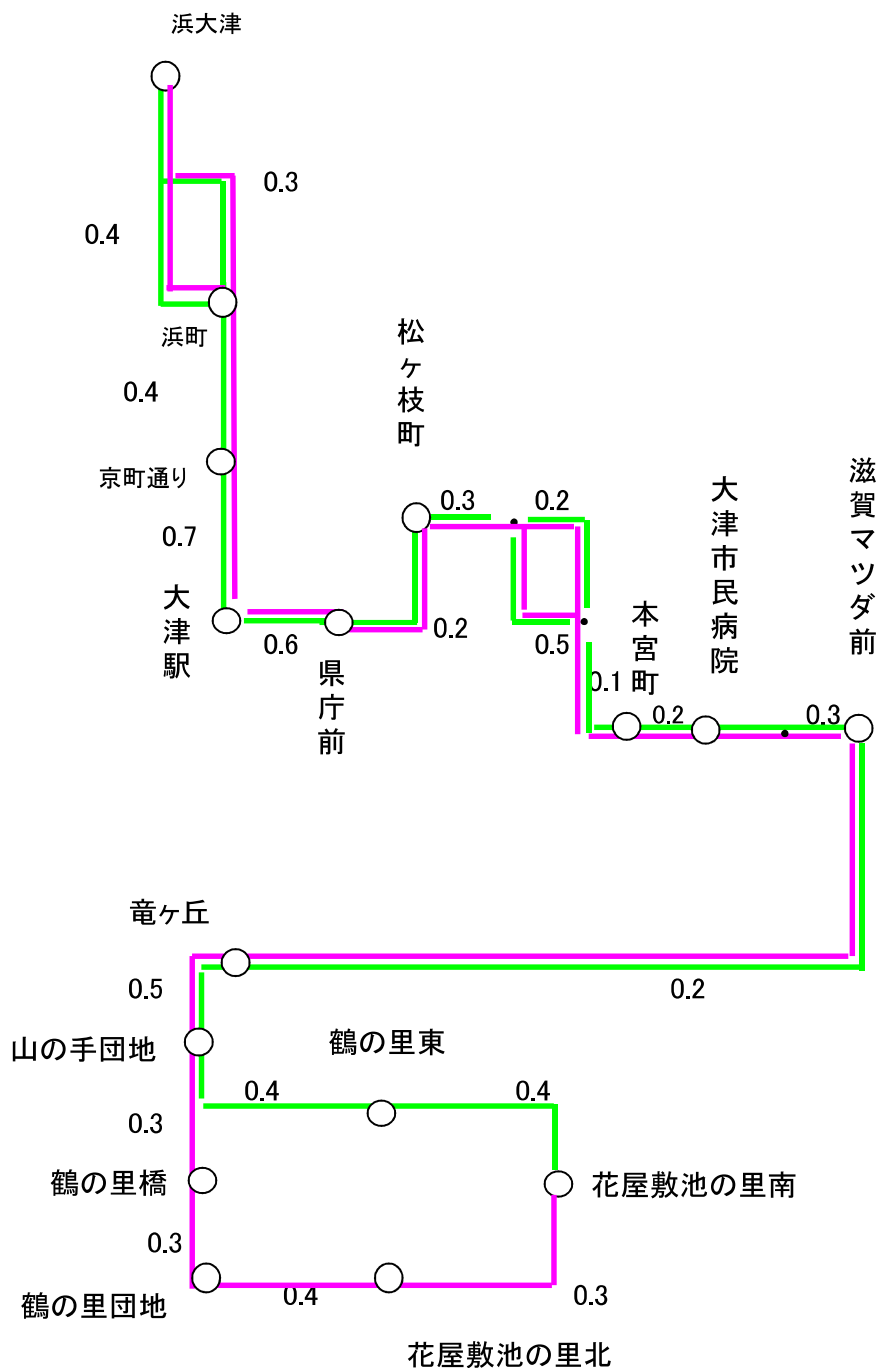


指 定 書

令和3年6月21日付け大地活協第21号をもって申請のあった交通不便地域の地域指定については、申請のとおり指定する。

花屋敷鶴の里団地線 運行系統図

浜大津～鶴の里橋～花屋敷池の里南
 浜大津～鶴の里東～花屋敷池の里南



停留所名		
花屋敷池の里南		
鶴の里東	↓	0.4km
花屋敷池の里北	0.3km	↓
鶴の里団地	0.4km	
鶴の里橋	0.3km	
山の手団地	0.3km	0.4km
竜ヶ丘	0.5km	0.5km
滋賀マツダ前	0.2km	0.2km
大津市民病院	0.3km	0.3km
本宮町	0.2km	0.2km
松ヶ枝町	0.9km	0.9km
県庁前	0.2km	0.2km
大津駅	0.6km	0.6km
京町通り	0.7km	0.7km
浜町	0.4km	0.4km
浜大津	0.4km	0.4km
	5.7km	5.2km

復路

停留所名		
浜大津		
浜町	0.3km	0.3km
京町通り	0.4km	0.4km
大津駅	0.7km	0.7km
県庁前	0.6km	0.6km
松ヶ枝町	0.2km	0.2km
本宮町	0.6km	0.6km
大津市民病院	0.2km	0.2km
滋賀マツダ前	↓	↓
竜ヶ丘	0.5km	0.5km
山の手団地	0.5km	0.5km
鶴の里橋	↓	0.3km
鶴の里団地		0.3km
花屋敷池の里北		0.4km
鶴の里東	0.4km	↓
花屋敷池の里南	0.4km	0.3km
	4.8km	5.3km

花屋敷鶴の里線 時刻表

平日ダイヤ

フィーダー系統	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
停留所名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
花屋敷池の里南	6:39	7:17	8:02	8:47	9:37	10:47	11:47	13:21	14:51	15:51	16:51	17:51	18:49
鶴の里東	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	13:21	14:51	15:51	16:51	17:51	18:49
花屋敷池の里北	6:40	7:18	8:03	8:48	9:38	10:48	11:48	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
鶴の里団地	6:41	7:19	8:04	8:49	9:39	10:49	11:49	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
鶴の里橋	6:41	7:19	8:04	8:49	9:39	10:49	11:49	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
山の手団地	6:42	7:20	8:05	8:50	9:40	10:50	11:50	13:21	14:51	15:51	16:51	17:51	18:49
竜ヶ丘	6:43	7:21	8:06	8:51	9:41	10:51	11:51	13:23	14:53	15:53	16:53	17:53	18:51
マツダ前	6:44	7:22	8:07	8:52	9:42	10:52	11:52	13:24	14:54	15:54	16:54	17:54	18:52
大津市民病院	6:45	7:23	8:08	8:53	9:43	10:53	11:53	13:25	14:55	15:55	16:55	17:55	18:53
本宮町	6:45	7:23	8:08	8:53	9:43	10:53	11:53	13:25	14:55	15:55	16:55	17:55	18:53
松ヶ枝町	6:46	7:24	8:09	8:54	9:44	10:54	11:54	13:26	14:56	15:56	16:56	17:56	18:54
県庁前	6:47	7:25	8:10	8:55	9:45	10:55	11:55	13:27	14:57	15:57	16:57	17:57	18:55
大津駅	6:48	7:26	8:11	8:56	9:46	10:56	11:56	13:28	14:58	15:58	16:58	17:58	18:56
京町通り	6:49	7:27	8:12	8:57	9:47	10:57	11:57	13:29	14:59	15:59	16:59	17:59	18:57
浜町	6:50	7:28	8:13	8:58	9:48	10:58	11:58	13:30	15:00	16:00	17:00	18:00	18:58
浜大津	6:58	7:37	8:22	9:07	9:56	11:06	12:06	13:38	15:08	16:08	17:08	18:08	19:06

フィーダー系統	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)
停留所名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
浜大津	7:00	7:45	8:30	9:20	10:30	11:30	13:00	14:30	15:30	16:30	17:30	18:30	19:20
浜町	7:01	7:46	8:31	9:21	10:31	11:31	13:01	14:31	15:31	16:31	17:31	18:31	19:21
京町通り	7:02	7:47	8:32	9:22	10:32	11:32	13:02	14:32	15:32	16:32	17:32	18:32	19:22
大津駅	7:05	7:50	8:35	9:25	10:35	11:35	13:05	14:35	15:35	16:35	17:35	18:35	19:25
県庁前	7:07	7:52	8:37	9:27	10:37	11:37	13:06	14:36	15:36	16:36	17:36	18:36	19:26
松ヶ枝町	7:08	7:53	8:38	9:28	10:38	11:38	13:07	14:37	15:37	16:37	17:37	18:37	19:27
本宮町	7:09	7:54	8:39	9:29	10:39	11:39	13:10	14:40	15:40	16:40	17:40	18:40	19:30
大津市民病院	7:10	7:55	8:40	9:30	10:40	11:40	13:11	14:41	15:41	16:41	17:41	18:41	19:31
マツダ前	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
竜ヶ丘	7:10	7:55	8:40	9:30	10:40	11:40	13:11	14:41	15:41	16:41	17:41	18:41	19:31
山の手団地	7:13	7:58	8:43	9:33	10:43	11:43	13:12	14:42	15:42	16:42	17:42	18:42	19:32
鶴の里橋	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	13:13	14:43	15:43	16:43	17:43	18:43	19:33
鶴の里団地	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	13:14	14:44	15:44	16:44	17:44	18:44	19:34
花屋敷池の里北	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	13:14	14:44	15:44	16:44	17:44	18:44	19:34
鶴の里東	7:13	7:58	8:43	9:33	10:43	11:43	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
花屋敷池の里南	7:17	8:02	8:47	9:37	10:47	11:47	13:19	14:49	15:49	16:49	17:49	18:49	19:39

土日祝ダイヤ

フィーダー系統	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
停留所名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
花屋敷池の里南	7:11	8:02	8:52	9:52	10:37	11:32	12:19	13:29	14:59	15:49	16:49	17:59	18:59
鶴の里東	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	12:19	13:29	14:59	15:49	16:49	17:59	18:59
花屋敷池の里北	7:12	8:03	8:53	9:53	10:38	11:33	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
鶴の里団地	7:13	8:04	8:54	9:54	10:39	11:34	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
鶴の里橋	7:13	8:04	8:54	9:54	10:39	11:34	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
山の手団地	7:14	8:05	8:55	9:55	10:40	11:35	12:19	13:29	14:59	15:49	16:49	17:59	18:59
竜ヶ丘	7:15	8:06	8:56	9:56	10:41	11:36	12:21	13:31	15:01	15:51	16:51	18:01	19:01
マツダ前	7:16	8:07	8:57	9:57	10:42	11:37	12:22	13:32	15:02	15:52	16:52	18:02	19:02
大津市民病院	7:17	8:08	8:58	9:58	10:43	11:38	12:23	13:33	15:03	15:53	16:53	18:03	19:03
本宮町	7:17	8:08	8:58	9:58	10:43	11:38	12:23	13:33	15:03	15:53	16:53	18:03	19:03
松ヶ枝町	7:18	8:09	8:59	9:59	10:44	11:39	12:24	13:34	15:04	15:54	16:54	18:04	19:04
県庁前	7:19	8:10	9:00	10:00	10:45	11:40	12:25	13:35	15:05	15:55	16:55	18:05	19:05
大津駅	7:20	8:11	9:01	10:01	10:46	11:41	12:26	13:36	15:06	15:56	16:56	18:06	19:06
京町通り	7:21	8:12	9:02	10:02	10:47	11:42	12:27	13:37	15:07	15:57	16:57	18:07	19:07
浜町	7:22	8:13	9:03	10:03	10:48	11:43	12:28	13:38	15:08	15:58	16:58	18:08	19:08
浜大津	7:30	8:21	9:11	10:11	10:56	11:51	12:36	13:46	15:16	16:06	17:06	18:16	19:16

フィーダー系統	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)
停留所名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
浜大津	7:45	8:35	9:35	10:20	11:15	12:00	13:10	14:40	15:30	16:30	17:40	18:40	
浜町	7:46	8:36	9:36	10:21	11:16	12:01	13:11	14:41	15:31	16:31	17:41	18:41	
京町通り	7:47	8:37	9:37	10:22	11:17	12:02	13:12	14:42	15:32	16:32	17:42	18:42	
大津駅	7:50	8:40	9:40	10:25	11:20	12:05	13:15	14:45	15:35	16:35	17:45	18:45	
県庁前	7:52	8:42	9:42	10:27	11:22	12:06	13:16	14:46	15:36	16:36	17:46	18:46	
松ヶ枝町	7:53	8:43	9:43	10:28	11:23	12:07	13:17	14:47	15:37	16:37	17:47	18:47	
本宮町	7:54	8:44	9:44	10:29	11:24	12:10	13:20	14:50	15:40	16:40	17:50	18:50	
大津市民病院	7:55	8:45	9:45	10:30	11:25	12:11	13:21	14:51	15:41	16:41	17:51	18:51	
マツダ前	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	
竜ヶ丘	7:55	8:45	9:45	10:30	11:25	12:11	13:21	14:51	15:41	16:41	17:51	18:51	
山の手団地	7:58	8:48	9:48	10:33	11:28	12:12	13:22	14:52	15:42	16:42	17:52	18:52	
鶴の里橋	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	12:13	13:23	14:53	15:43	16:43	17:53	18:53	
鶴の里団地	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	12:14	13:24	14:54	15:44	16:44	17:54	18:54	
花屋敷池の里北	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	12:14	13:24	14:54	15:44	16:44	17:54	18:54	
鶴の里東	7:58	8:48	9:48	10:33	11:28	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	
花屋敷池の里南	8:02	8:52	9:52	10:37	11:32	12:19	13:29	14:59	15:49	16:49	17:59	18:59	

大津比叡平線 運行経路図

2022年12月17日改正



0257-1		Hiedaira							
Bus Stop Code/バス停コード		バス接近情報 Bus Arrival Information: このバス停に接近するバスの運行状況はコチラ⇒							
行 先	三 条 京 阪		比 叡 平		0257-1	ダイヤ改正日 2023年12月17日			
	大 津 京 阪		大 津 京 阪		比 叡 山 頂				
備 考	無 印＝熊野神社前～三条京阪行 [56] 山三印＝山中町・熊野神社前～三条京阪行 [56A]		無 印＝比叡平口～大津京阪行 [66A] 口市印＝比叡平口・大津京阪・市役所前～大津京阪行 [66A]		無 印＝基層寺バスセンター～比叡山頂行【比叡山オフシーズン連休】 [56] [56A]				
	≪京都比叡山・比叡平線の運行日は別途ご確認ください≫		●印＝オンシーズンのみ運行		○印＝オフシーズンのみ運行				
平 日 （お盆・年末年始を除く）							バス接近情報 このバス停の運行状況⇒		
5									
6									
7	山三 10 50			口市 15 45					
8	山三 35								
9			30						
10	山三 45								
11	40			口市 45	● 26				
12	● 45								
13	○ 25	●印＝オンシーズンのみ運行		45	● 15				
14	○ 35	○印＝オフシーズンのみ運行							
15	○ 25				● 15				
16	25								
17			15						
18			30						
19	05								
20									
21									
22									
23									
24									
土 曜 日							8月13日(休日の場合を除く) 12月29日(休日の場合を除く)	バス接近情報 このバス停の運行状況⇒	
5									
6									
7	山三 10			50					
8	山三 35								
9	山三 45			口市 10					
10	山三 45								
11	45								
12	● 45	●印＝オンシーズンのみ運行		40					
13	○ 25	○印＝オフシーズンのみ運行		55	● 15				
14									
15					● 15				
16					● 15				
17			25						
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
休 日							お 盆 8月14日～8月16日 年末年始 12月30日～1月4日	バス接近情報 このバス停の運行状況⇒	
5									
6									
7	山三 10			50					
8	山三 35								
9	山三 45			口市 10					
10	山三 45								
11	45								
12	● 45	●印＝オンシーズンのみ運行		40					
13	○ 25	○印＝オフシーズンのみ運行		55	● 15				
14									
15					● 15				
16					● 15				
17			25						
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									

0400-2		Otsukyo Sta.		
Bus Stop Code:バス停コード		バス接近情報 Bus Arrival Information: このバス停に接近するバスの運行状況はコチラ⇒		
		大塚駅	0400-2	ダイヤ改正日 2022年12月17日
行先	比較			
備考	無 印＝比叡平口・→丁目南～比叡平行 [66A]			
平日（お盆・年末年始を除く）		バス接近情報 このバス停の運行状況⇒		
5				
6	40			
7	10 55			
8				
9				
10	05			
11	05			
12				
13	05			
14				
15				
16	40			
17	55			
18				
19	10			
20				
21				
22				
23				
24				
土曜日		8月13日(休日の場合を除く) 12月29日(休日の場合を除く)	バス接近情報 このバス停の運行状況⇒	
5				
6				
7	16			
8	30			
9				
10				
11				
12	05			
13	20			
14				
15				
16	45			
17				
18	01			
19				
20				
21				
22				
23				
24				
休日		お盆 8月14日～8月16日 年末年始 12月30日～1月4日	バス接近情報 このバス停の運行状況⇒	
5				
6				
7	16			
8	30			
9				
10				
11				
12	05			
13	20			
14				
15				
16	45			
17				
18	01			
19				
20				
21				
22				
23				
24				

0610-2		Otsu Sta.			
Bus Stop Code:バス停コード		バス接近情報 Bus Arrival Information:このバス停に接近するバスの運行状況はコチラ⇒			
		大津駅 0010-2 ダイヤ改正日 2024年4月1日			
行先	比叡平				
備考	無 印=びわ湖瀬田大津・市役所前・大津京駅・比叡平口・一丁目南～比叡平行 [66A]				
		平 日 （お盆・年末年始を除く）		バス接近情報 このバス停の運行状況⇒ 	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12	42				
13					
14					
15					
16	17				
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
		土曜日 8月13日(休日の場合を除く) 12月29日(休日の場合を除く)		バス接近情報 このバス停の運行状況⇒ 	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16	22				
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
		休 日 お 盆 8月14日～8月16日 年末年始 12月30日～1月4日		バス接近情報 このバス停の運行状況⇒ 	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16	22				
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					